

平成 25 年 3 月 19 日

長崎県警察本部訓令第 7 号

最終改正 令和 8 年 9 月 3 日 長崎県警察本部訓令第 19 号

長崎県警察の警察安全相談業務に関する訓令

目次

第 1 章 総則（第 1 条－第 9 条）

第 2 章 相談等の受理及び処理

第 1 節 通則（第 10 条・第 11 条）

第 2 節 警察署において受理した相談等の取扱い（第 12 条－第 16 条）

第 3 節 警察本部の所属において受理した相談等の取扱い（第 17 条－第 20 条）

第 3 章 相談等の点検等（第 21 条－第 24 条）

第 4 章 雑則（第 25 条－第 29 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この訓令は、警察に寄せられた警察安全相談等への迅速かつ確実な組織対応に関し必要な事項を定めることにより、被害の不安に困り苦しむ人等に応える国民のための警察の確立を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 警察安全相談 警察に対して、指導、助言、相手方への警告、検挙等何らかの権限行使その他の措置（地理教示、運転免許証の更新手続等の各種手続の教示等の単純な事実の教示を除く。）を求めるもの及び告訴・告発に係る相談その他の事件相談（被害申告があったが、何らかの事情により犯罪事件受理簿に登載されず、事件認知に至っていない事件に係る相談をいう。）をいう。ただし、単なる情報提供を含まない。
- (2) 警察安全相談以外の申出 被害申告後直ちに被害届が受理されるなどにより速やかに犯罪事件受理簿に登載されるもの、監察・苦情に係る申出、暴力団関係情報その他捜査協力者等からの情報の提供等をいう。
- (3) 相談等 警察安全相談及び警察安全相談以外の申出をいう。
- (4) 相談システム 警察共通基盤システムにおける相談業務・人身安全関連業務等システムによる相談管理業務をいう。

（総合窓口の設置）

第 3 条 住民からの相談等に迅速かつ的確に対応するため、警務部広報相談課及び各警察署の警務課に、警察安全相談室を置く。

（相談総括責任者）

第 4 条 警察本部に、相談総括責任者を置き、警務部長をもって充てる。

2 相談総括責任者は、相談等に関する業務（以下「相談業務」という。）を統括し、

その総合調整に当たるものとする。

（相談副総括責任者）

第5条 警察本部に、相談副総括責任者を置き、警務部広報相談課長をもって充てる。

2 相談副総括責任者は、相談総括責任者の指揮を受け、相談業務に関する指導及び支援並びに各所属間の調整等に当たるものとする。

（相談責任者）

第6条 各所属に、相談責任者を置き、所属の長をもって充てる。

2 相談責任者は、所属における相談等の受理及び処理の状況を掌握し、相談業務の適切な運営を図らなければならない。

（相談係長）

第7条 警察本部及び警察署に相談係長を置き、警察本部にあっては警務部広報相談課警察安全相談室警察安全相談係の係長（同係の業務を担当する副調査官を含む。）として配置された警察職員を、警察署にあっては警務課の係長（副調査官を含む。）として配置された警察職員のうち相談責任者が指定した者を充てる。

2 相談係長は、自ら相談等の受理に当たるとともに、相談責任者（警察本部の相談係長にあっては、相談副総括責任者）を補佐し、相談業務の適切な運営を図らなければならない。

（警察安全相談員）

第8条 相談係長を補助するものとして、必要により、警察本部及び警察署に、警察安全相談員を置く。

2 警察安全相談員は会計年度任用職員とし、その運用については別に定める。

第9条 削除

第2章 相談等の受理及び処理

第1節 通則

（受理・処理の基本）

第10条 警察職員（警察安全相談員及び長崎県地域警察の運営に関する訓令（令和6年長崎県警察本部訓令第24号）第5章に規定する交番相談員を含む。以下同じ。）は、相談等を受けたときは、相談者の立場に立って親切丁寧に受理するとともに、迅速・確実に処理しなければならない。

2 相談者等の生命又は身体に危害が及ぶおそれのある相談など緊急の対応を要する相談等を受けた者（当該相談等に係る処理の引継ぎを受けた者を含む。）は、直ちに相談責任者（当番体制時間帯又は宿日直の勤務時間中にあっては、警察本部当番責任者、警察署当番責任者又は宿日直責任者）に報告し、その指揮を受けなければならない。

3 相談等を受理した者は、速やかに相談システムに登録しなければならない。

4 この訓令以外の規程等に基づく組織的管理がなされる相談等の受理・処理については、当該規程等に基づき受理・処理するものとする。この場合において、当該相談等を受理又は処理した者は、当該規程等に基づく様式等を作成し、必要に応じ、当該様式等を添付した上で相談システムに登録するものとする。

5 前項前段の場合において、当該相談等が警察安全相談以外の申出であり、かつ、担当する部門に対してなされたものであるときは、相談システムへの登録を省略することができるものとする。

6 相談等の取扱いに当たっては、機微な個人情報が含まれていること等に鑑み、その内容や性質に応じ、保秘、情報管理等を適切に行わなければならない。

(他機関への引継ぎ)

第11条 相談責任者又は相談副総括責任者は、相談等を受理した場合において、警察以外の機関で処理することが必要と認めるときは、相談者の理解を得た上で、当該他機関と協議したところにより、処理を引き継ぐものとする。

第2節 警察署において受理した相談等の取扱い

(相談等受理後の措置)

第12条 相談等を受理した警察署の職員は、当該内容を、速やかに自署の相談係長に通知しなければならない。

2 警察署の相談係長は、自ら受理し、又は前項の規定による通知を受けた相談等について、継続して処理を行うことが必要と認めるときは、速やかに当該相談等を処理すべき担当課（以下「処理担当課」という。）を判断し、当該処理担当課に処理を行わせるものとする。

3 警察署の相談係長は、自ら受理し、又は第1項の規定による通知を受けた相談等について、他の所属（他の都道府県警察を含む。以下「他所属」という。）において処理することが必要と認めるときは、速やかに当該他所属への引継ぎを行うものとする。ただし、他所属において処理の必要がなく、引継ぎを行わない場合においても、関係する他所属への参考送付又は情報提供に努めるものとする。

4 前項の引継ぎは、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める方法で行うものとする。ただし、相談者等の生命又は身体に危害が及ぶおそれのある相談など緊急の対応を要する相談等及び早急に引き継ぐ必要がある相談等については、まず適宜の方法で引継ぎを行い、その後、速やかに当該各号に定める措置を講ずるものとする。

(1) 県内の他の警察署への引継ぎ 当該警察署の相談係長に対し、相談システムにより引き継ぐ。

(2) 警察本部への引継ぎ 警察本部の警察安全相談室（以下「本部相談室」という。）に対し、相談システムにより引き継ぐ。

(3) 他の都道府県警察への引継ぎ 本部相談室を通じて当該都道府県警察本部の警察安全相談に係る業務を担当する所属に対し、相談システムにより引き継ぐ。ただし、引継方法について別の方法による必要がある場合は、当該方法による。

5 警察署の相談係長は、自ら第2項及び第3項に規定する判断を行うことが困難なときは、副署長に相談等の概要を報告の上、指示を受けるものとする。この場合において、副署長は、相談係長と処理担当課又は引継先の相談係長とが円滑かつ確実に連携できるよう措置するものとする。

(相談責任者への報告等)

第13条 警察署の相談係長は、自ら受理し、又は前条第1項の規定による通知を受け

た相談等について、当該内容を、速やかに相談責任者に報告しなければならない。

2 警察署の相談責任者は、前項の規定による報告を受けた相談等について、前条第2項及び第3項を踏まえて処理担当課を指定し、処理方針について必要な指揮を行うものとする。

3 警察署の処理担当課の課長（以下「処理担当課長」という。）は、当該相談等の処理状況を適時・適切に相談責任者に報告し、必要な指揮を受けなければならない。この場合において、当該処理状況を速やかに自署の相談係長に通知しなければならない。

4 第1項及び前項の規定による報告は、それぞれ処理担当課長又は相談係長が行うことを妨げない。

第14条 削除

（他所属から引継ぎを受けた場合の措置）

第15条 第12条第2項及び第5項並びに第13条の規定は、他所属から相談等の引継ぎを受けた場合について準用する。

（当番体制時間帯における取扱い）

第16条 当番体制時間帯において相談等を受理した者は、速やかに警察署当番責任者に報告しなければならない。

第3節 警察本部の所属において受理した相談等の取扱い

（相談等受理後の措置）

第17条 相談等を受理した警察本部の職員は、速やかに自所属の相談責任者に報告しなければならない。この場合において、当該相談責任者が他所属において処理することが必要と認めるときは、速やかに本部相談室に引き継ぐものとする。

2 本部相談室は、同室が受理し、又は前項若しくは第12条第4項第2号の規定による引継ぎを受けた相談等及び他の都道府県警察から引継ぎを受けた相談等について、他所属において処理することが必要と認める場合は、速やかに当該他所属への引継ぎを行うものとする。ただし、他所属において処理の必要がなく、引継ぎを行わない場合においても、関係する他所属への参考送付又は情報提供に努めるものとする。

3 前項の引継ぎは、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める方法で行うものとする。ただし、相談者等の生命又は身体に危害が及ぶおそれのある相談など緊急の対応を要する相談等及び早急に引き継ぐ必要がある相談等については、まず適宜の方法で引継ぎを行い、その後、速やかに当該各号に定める措置を講ずるものとする。

（1）警察本部内の所属への引継ぎ 当該所属に対し、相談システムにより引き継ぐ。

（2）県内の警察署への引継ぎ 当該警察署の相談係長に対し、相談システムにより引き継ぐ。

（3）他の都道府県警察への引継ぎ 当該都道府県警察本部の警察安全相談に係る業務を担当する所属に対し、相談システムにより引き継ぐ。ただし、引継方法について別の方法による必要がある場合は、当該方法による。

4 受理した相談等の処理を担当する警察本部の所属（以下「処理担当所属」という。）

の相談責任者は、処理担当者を指定し、処理方針について必要な指揮を行うものとする。

- 5 前項の処理担当者は、当該相談等の処理状況を、適時・適切に相談責任者に報告し、必要な指揮を受けなければならない。

（処理を終了した相談等の本部相談室への引継ぎ等）

第18条 処理担当所属の相談責任者は、処理が終了した相談等については、本部相談室に引き継がなければならない。

- 2 本部相談室は、自らが処理し、又は前項の規定による引継ぎを受けた相談等について、速やかに相談副総括責任者に報告しなければならない。
- 3 相談副総括責任者は、前項の規定による報告に基づき、必要な指示を行うものとする。

第19条 削除

（当番体制時間帯又は宿日直の勤務時間における取扱い）

第20条 当番体制時間帯又は宿日直の勤務時間中に相談等を受理した者は、速やかに警察本部当番責任者又は宿日直責任者に報告しなければならない。

- 2 警察本部当番に従事する者が受理し、相談システムに登録した相談等は、本部相談室が受理して登録したものとみなす。

第3章 相談等の点検等

（相談等の処理状況の点検）

第21条 相談責任者（警察本部にあっては、相談副総括責任者）及び相談係長は、相談システムを活用し、相談等の処理状況を随時点検しなければならない。

- 2 毎月16日（16日が休日であるときは、直後の開庁日）を「県下一斉相談点検日」とし、警察署の相談責任者は、自署における相談等の処理状況を点検し、必要な指揮を行うとともに、速やかに点検結果を相談副総括責任者に報告しなければならない。
- 3 前項の規定による点検は、処理が終結していない相談等について行う。ただし、前回の県下一斉相談点検日における点検以降、第23条第1項の規定により処理を終結した相談等のうち、この訓令以外の規程等に基づく組織的管理がなされるために処理を終結したものについては、当該規程等に基づく組織的管理がなされているかの確認を行うものとする。
- 4 相談副総括責任者は、第2項の規定による報告に基づき、関係所属に対する指導・監督を行うものとする。

（警察本部による指導・監督）

第22条 警察本部の所属の相談責任者は、警察署の相談責任者に対し、必要に応じて所管する業務に係る相談等の受理及び処理状況の報告を求め、その指導・監督を行うものとする。

- 2 警察署の相談責任者は、前項の場合のほか、相談等の処理について疑義があるときは、当該相談等の内容に係る業務を所管する警察本部の所属の相談責任者に報告し、必要な指導・助言等を求めるものとする。

（相談等の処理の終結）

第23条 相談等は、相手方の検挙、相手方への警告、相談者への助言・指導、他機関の教示、関係先への手配等により相談に係る事案が解決したとき、他所属若しくは他機関に処理を引き継いだとき、又はこの訓令以外の規程等に基づく組織的管理がなされることとなったときには、この訓令に基づく処理を終結するものとする。ただし、相談責任者が引き続き第21条第2項の規定による点検その他のこの訓令に基づく措置を必要と認めるときは、この限りでない。

2 相談等の処理を終結するときは、警察署にあっては相談責任者の承認を、警察本部にあっては相談副総括責任者の承認を得るものとする。

(相談者からの要望)

第24条 相談等の処理状況の確認、処理方針等に関して相談者から要望があった場合は、要望内容、当該要望に係る処理状況等を相談システムに登録するものとする。

2 前項の要望の受理及び処理については、相談等の取扱いと同様とする。

第4章 雑則

(相談総括責任者への報告)

第25条 相談責任者は、特に重要な相談等の取扱いがあったときは、相談副総括責任者を通じて、速やかに相談総括責任者に報告するものとする。

(相談係長の変更等の報告)

第26条 相談責任者は、人事異動等により相談係長を変更したときは、相談係長等名簿により、速やかに相談副総括責任者に報告するものとする。

(保存期間)

第27条 相談システムの相談業務情報ファイルに登録された情報の保存期間は、3年とする。

(特に保秘の必要がある場合の取扱い)

第28条 相談等の取扱いに関し、業務上、特に保秘の必要がある場合、当該業務の主管部長は、保秘のための必要な措置を定めることができるものとする。

(補則)

第29条 この訓令に定めるもののほか、相談業務に関し必要な事項の細目は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の長崎県警察の警察安全相談業務に関する訓令に基づき置かれた相談員(会計年度任用職員を除く。)及び指定された指定相談員は、本訓令に基づき指定された指定相談員とみなす。

3 第21条第3項中「前回の県下一斉相談点検日における点検以降」とあるのは、本訓令施行後第1回目の県下一斉相談点検日にあっては、「平成25年1月1日以降」と読み替えるものとする。

附 則 (平成30年長崎県警察本部訓令第11号)

この訓令は、平成30年3月23日から施行する。

附 則（令和2年長崎県警察本部訓令第21号）

この訓令は、令和2年5月19日から施行する。

附 則（令和2年長崎県警察本部訓令第29号）

この訓令は、令和2年8月31日から施行する。

附 則（令和7年長崎県警察本部訓令第9号）

（施行期日）

1 この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の日前に受理した相談等で、この訓令による改正後の長崎県警察の警察安全相談業務に関する訓令第2条第4号に掲げる相談システムに登録されていないものの処理については、この訓令の施行後も、なお従前の例による。

3 この訓令による改正前の長崎県警察の警察安全相談業務に関する訓令の規定に基づく相談受理票及び相談処理票の保存については、この訓令の施行後も、なお従前の例による。

4 この訓令の施行の際現に効力を有している文書中の「相談受理票」又は「相談処理票」には、当分の間、「相談システムにより出力した帳票」を含むものとする。

附 則（令和8年長崎県警察本部訓令第19号）

この訓令は、令和8年9月13日から施行する。